

パブリックコメント素案からの修正点一覧

資料4

| 頁 | 位置 | 素案(旧) | 案(新) | 摘要 |
|-----------------------------|---------------|---|---|------|
| 第1部第1章 計画の基本的考え方 | | | | |
| 2 | 6行目 | 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「大阪市地域福祉計画」など障害のある人のための施策に関連した他の計画との連携を図ります。 | 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など障害のある人のための施策に関連した他の計画との連携を図ります。 | 文言訂正 |
| 4 | 7行目 | 関係各局の実務担当者が構成する「大阪市障害者施策推進会議」 | 関係部署の実務担当者が構成する「大阪市障害者施策推進会議」 | 文言訂正 |
| 第1部第2章 大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性 | | | | |
| 5 | 6行目 | 障害のある人の機会平等・権利平等を実現し、自立生活の確立を目指した着実な施策の推進を図ってきました。 | 障害のある人の機会平等・権利平等の実現と自立生活の確立を目指した着実な施策の推進を図ってきました。 | 文言訂正 |
| 第1部第3章 計画推進にあたっての基本的な方策 | | | | |
| 7 | 4行目 | 地域、区、市圏域、それぞれの取り組みが重層的に連携しつつ機能を構築していきます。 | 市・区・地域の取り組みが連携して機能していく仕組みを構築していきます。 | 文言訂正 |
| 7 | 下から2行目 | 支援体制の構築について検討を進めます。 | 大阪府と連携を図りながら支援体制の構築について検討を進めます。 | 文言訂正 |
| 8 | 下から5行目 | 医療的ケアを要する障害、重度・重複障害、高次脳機能障害、強度行動障害や発達障害など | 重症心身障害、重度・重複障害、高次脳機能障害、強度行動障害や発達障害など | 文言訂正 |
| 第2部第2章 地域での暮らしを支えるために | | | | |
| 17 | 4行目から6行目 | また、市・区・地域それぞれの圏域における相談支援体制の果たすべき役割を踏まえ、各圏域の相談支援の機能が有機的・重層的に結びつくことによって、効果的・総合的な相談支援体制の充実を目指します。 | 市・区・地域の関係機関が連携し、相談支援の機能が有機的に結びつくことによって、効果的・総合的な相談支援体制の充実を目指します。 | 文言訂正 |
| 17 | 8行目 | 区相談支援センター(仮称) | 区相談支援センター | 文言訂正 |
| 17 | 下から7行目から8行目 | | 障害のある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、各区役所で人権相談窓口を開設しています。 | 文言追加 |
| 18 | 下から6行目から14行目 | 障害者虐待防止センター | 区相談支援センター | 文言訂正 |
| 21 | 下から14行目から15行目 | 児童デイサービス等を含めてサービスが再編され地域での身近な療育の場としてサービス提供を行います。 | 児童デイサービス等を含めてサービスを再編し地域での身近な療育の場としてサービス提供を行います。 | 文言訂正 |
| 第2部第2章の2 地域生活への移行 | | | | |
| 23 | 14行目から次頁2行目まで | 障害者等基礎調査、施設聴き取り及び地域移行定着等状況調査の結果について、詳細に記述 | 二つの調査の結果で重複する内容等を整理して簡潔に記述 | 文言訂正 |
| 26 | 1行目 | 他の入所者と同様に地域移行を進めていくことが求められており、 | | 文言削除 |
| 26 | 下から3行目 | 医療的ケアを要する障害、重度・重複障害、高次脳機能障害、強度行動障害や発達障害など | 重症心身障害、重度・重複障害、高次脳機能障害、強度行動障害や発達障害など | 文言訂正 |
| 29 | 10行目から13行目 | 国は、地域移行・地域定着支援を個別給付化していくこととしていますが、こころの健康センターと精神科病院、地域活動支援センター等が連携し、これまでに蓄積してきたノウハウを生かしつつ、精神障害者への地域移行・地域定着に向けた事業をどのように対応していくかが今後の課題です。 | 地域移行・地域定着支援事業の創設により、こころの健康センターと精神科病院、地域活動支援センター(生活支援型)等が連携し、これまでに蓄積してきたノウハウを生かしつつ、精神障害のある人の地域移行・地域定着に向けてどのように取り組んでいくかが課題です。 | 文言訂正 |

パブリックコメント素案からの修正点一覧

資料4

| 頁 | 位置 | 素案(旧) | 案(新) | 摘要 |
|--|--------------|---|---|------|
| 第2部第3章 地域で学び・働くために | | | | |
| 35 | 10行目 | 知的障害者生徒自立支援コース | 知的障がい生徒自立支援コース | 文言訂正 |
| 36 | 5行目 | 教育センターでの相談事業の充実を図るとともに、 | | 文言削除 |
| 36 | 7行目 | | こども相談センターでは、教育相談をはじめとした活動の充実を図るとともに | 文言追加 |
| 38 | 1行目 | 本市における就業支援事業とも連携しながら | 就業支援事業と連携しながら | 文言訂正 |
| 第2部第4章 住みよい環境づくりのために | | | | |
| 41 | 7行目 | 事業者が設置困難と判断している8駅を除く | 事業者が設置困難と判断している9駅を除く | 文言訂正 |
| 41 | 9行目から11行目 | 「市営交通バリアフリー計画(平成15年2月策定)」により全駅でホームから地上までエレベーターによるワンルートを確保(平成23年3月)しました。あわせて、乗り換え経路におけるワンルートの確保を図ってきました。 | 「市営交通バリアフリー計画(平成15年2月策定)」等により全駅でホームから地上までエレベーターによるワンルートを確保(平成23年3月)しました。あわせて、乗り換え経路におけるエレベーター整備も進めてきました。 | 文言訂正 |
| 41 | 下から6行目から10行目 | 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」についても、「バリアフリー法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」の内容をふまえて見直しを行い、「ユニバーサルデザイン」の理念を踏まえ、生活関連施設も含めたバリアフリー化をより一層進め、障害のある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。 | 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」については、「バリアフリー法」や「ユニバーサルデザイン」の理念等を踏まえた見直しを行うとともに、生活関連施設も含めたバリアフリー化をより一層進め、障害のある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。 | 文言訂正 |
| 41 | 下から4行目 | 障害のある人に対する民間賃貸住宅所有者や | 民間賃貸住宅所有者や | 文言訂正 |
| 43 | 下から10行目か11行目 | 条件の整った路線から、整備に向けた検討を行います。 | 条件の整った路線について設置に向けた検討を行います。 | 文言訂正 |
| 45 | 4行目から5行目 | 地域で住まいを確保することは困難であるので、 | 地域で住まいを確保することは困難が多いため、 | 文言訂正 |
| 45 | 10行目 | 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」における共同住宅の対象規模について | 共同住宅の対象規模について | 文言削除 |
| 第2部第5章 地域で安心して暮らすために | | | | |
| 47 | 8行目 | 入院時に配慮や支援を要する障害のある人 | 配慮や支援を要する障害のある人 | 文言削除 |
| 48 | 下から12行目 | 入院時に配慮や支援を要する障害のある人 | 配慮や支援を要する障害のある人 | 文言削除 |
| 49 | 下から4行目 | 支援体制の構築について検討を進めます。 | 大阪府と連携を図りながら支援体制の構築について検討を進めます。 | 文言訂正 |
| 第3部 第3期大阪市障害福祉計画 | | | | |
| 新しい実績データ等を使用して目標数値について、再精査を行ったところ、一部の事業について上方修正が必要となったため、目標数値を上方修正する。 対象事業:居宅介護、短期入所、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A,B)、日常生活用具給付等事業 | | | | 数値訂正 |